

【 5月の予定 】

8日(木)： にこにこサロン 10:30～
10日(土)： 倉吉市人権教育研究会
総会・講演会 10:00～
倉吉交流プラザ 視聴覚ホール
22日(木)： にこにこサロン 10:30～

今月の人権カレンダー

- 5月3日 憲法記念日
- 5月1日～7日 憲法週間
- 5月5日～11日 児童福祉週間

第57回

倉吉市人権教育研究会 総会



～お互いを認め合い、安心して暮らせる
人権尊重のまちをめざしましょう～

日時： 2025年 5月 10日(土) 午前10時開会

場所： 倉吉交流プラザ 視聴覚ホール

◆総会 10:00 から 11:00 まで

◆学習会 11:00 から 12:00 まで【DVD 上映】

長島愛生園 隔離された人生に学ぶ
境港市出身 元ハンセン病患者
石田 雅男さんの生き方



生活で困っていることはありませんか？

家族のこと・お金のこと・就職のこと・将来への不安など、どんなことでも悩んでいることがあれば1人で抱えこまずにご相談ください。相談内容は秘密厳守いたします。はばたき人権文化センターまでご相談ください。



差別落書きや差別発言などに遭遇した場合は、倉吉市人権政策課又は、最寄りの人権文化センターまでご相談ください。

倉吉市市民生活部人権政策課 Tel0858-22-8130

はばたき人権文化センター Tel0858-22-0232

はばたき人権文化センターだより

はばたき

発行:はばたき人権文化センター
住所:〒682-0872
倉吉市福吉町 2 丁目 1514-7
電話:0858-22-0232(FAX兼)
E-Mail:habataki@ncn-k.net



5月号 NO.437 (2025年5月1日発行)

地域みなさんに寄り添うセンターをめざして ～一人ひとりの人権を大切に～

はばたき人権文化センターは、一人ひとりの存在を大切にすることを基本に置き、同和問題をはじめ、様々な人権問題の学習・啓発・交流の場として取り組んでいきます。また、多くの方が笑顔で来館していただけるよう子どもから大人までが気軽に参加できるコミュニティセンターとして事業を展開していきます。

今年度のはばたき人権文化センターのめあては、「顔の見える地域とのつながり」として事業を推進していきます。よろしくお祈りします。

◆ はばたき人権文化センターは主にこのような事業をしています

- 人権啓発 …… ・センターだより
・人権問題講演会
- 地域交流 …… ・どなたでも参加できるにこにこサロン
(作品づくり・体験・日帰り体験他)
- 地域福祉 …… ・各種相談事業(生活困窮・就職相談・食支援他)
・関係機関とのかわり
- 子ども育成 …… ・料理教室
・進路保障(小・中学校地区学習会)
・保育園、認定こども園とのかわり
- 成人育成 …… ・部落解放文化祭
・視察研修



↑「はばたき文化センター」
福吉児童センター、
はばたき人権文化センター、
福吉老人憩いの家があります。



にこにこサロン 第2・第4木曜日 10:30～

◎今年度のテーマ:「みんなと一緒に参加しよう」

■4月はこんなことをしました



◆10日 年間計画を立てよう!

今年度、サロンでどんなことをしてみたいかな、してみようかなと、みんなで話し合いをしました。「出かけたがたい」、「作ってみたい」、「体操したい」など、多くの意見が出ました。

みんなで一緒に集い、楽しい時間を過ごしていきましょう。

◆24日 ヤクルトさんによる健康教室

鳥取ヤクルト販売(株)みどりセンターの方を講師に迎え、出前健康教室を開催しました。

健康に深く関わる“腸”についてお話を聴き、生活習慣や食事を見直す機会となりました。



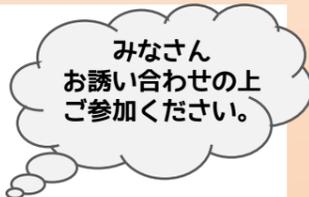
■5月のにこにこサロン

・5月 8日 木曜日 10:30～

内容：・環境美化（センター周辺をきれいにしましょう）
・ごきぶり団子づくり

・5月22日 木曜日 10:30～

内容：・活動弁士グループ「三朝小唄を語り隊」による無声映画上映会



新しい参考図書の紹介

すなばウォーズ

倉吉市人権絵本作成委員会作成



令和6年度の人権絵本のテーマは“戦争と平和”です。今年日本は戦後80年になります。しかし、世界に目を向けると今でも戦争で命を落としたり、命の危険にさらされている人が大勢います。毎日、ニュースで流れていますが、よその国の事ととらえている人も多いと感じています。子どもにも大人にも考えてほしいという願いからこの絵本が作成されました。

児童福祉週間(5月5日～11日)



こどもまんなか児童福祉週間

こどもたちが健やかに育つこと、これはこどもたちに対する国民全体の願いです。そして、家庭や地域において豊かな愛情に包まれながら、夢と希望をもって未来の担い手として、個性豊かに、たくましく育っていきけるような環境・社会を私たちがつくっていくことが重要です。

こうした中、国はこどもや家庭、こどもの健やかな成長について国民全体で考えることを目的に、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「こどもまんなか児童福祉週間(5月5日～5月11日)」と定めています。

●子どもの権利条約とは…

子どもの権利条約は世界中のこどもたちの守られるべき権利を定めた国際法です。1989年に国連で採択され、日本も1994年にこの条約に批准しています。この条約はこどもが権利の主体であることを明確にし、安全な環境で自分らしく成長することができる権利を保障しています。条約にはこどもを育てることはまず、親の責任であると書かれています。こどもだけでなく、大人もこの条約に関してしっかり理解することが大切です。

子どもの権利条約にはすべてのこどもたちがしあわせに暮らしていくために以下のようなことが書かれています。

差別されない

人種や性別、使う言葉、信じている宗教、親がどのような人か、障がいの有無…どのような違いがあっても差別されません。もし、あなたが差別されて苦しんでいるなら助けを求めてください。

あなたが一番

大人は、「あなたにとって最もよいことは何か」をいつも考えなければなりません。あなたの人生は、大人の都合だけで決められてよいものではありません。

守られる命

全てのこどもには生きる権利があります。あなたは、すこやかな成長のために、十分な教育や支援を受けることができます。

意見は大切

あなたの意見は、あなたの年齢や成長に応じて、しっかりと尊重されます。意見があれば、伝えてみましょう。



●ひとりで悩まないで、相談してみよう

こどもの人権110番 **0120-007-110**

24時間子供 SOS ダイヤル **0120-0-78310**

(文部科学省所管)

・こどもまんなか児童福祉週間(こども家庭庁)

<https://www.cfa.go.jp/policies/kosodateshien/jidou-fukushi-shuukan/>

・法務省リーフレット「よくわかる!こどもの権利条約-児童の権利に関する条約-」

https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00118.html

をもとに倉吉市立人権文化センターが作成

